
	実務対応
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて
項目	本日の審議事項

これまでの経緯

1. 2019 年 11 月 29 日に開催された第 421 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、「金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するイニシャル・コイン・オフリング (ICO) トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い」について、当委員会の新規テーマとして提言された。
2. 上記の提言を受けて、同日の第 421 回企業会計基準委員会において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会において対応することが了承され、第 126 回実務対応専門委員会（2019 年 12 月 24 日開催）より検討を開始している。

本日の審議事項

3. 本日の企業会計基準委員会では、以下について審議を行う（審議事項(3)-2）。
 - (1) 基準諮問会議から受けた提言の内容の理解
 - (2) 会計上の論点の概要
4. なお、次の資料を審議事項(3)-2 の参考資料としている。
 - (1) 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表(審議事項(3)-2 参考資料 1)
 - (2) 金融庁「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（16 仮想通貨交換業者関係）（2019 年 9 月改正）」（審議事項(3)-2 参考資料 2)
 - (3) 日本仮想通貨交換業協会「新規仮想通貨の販売に関する規則（2019 年 9 月 27 日）」（審議事項(3)-2 参考資料 3)

以 上